

岡山県公報		発行 岡山県	
目次			
目次	○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 【規則】 (県例規集登載)	総務学事課	目次
	○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程 【企業局】 (県例規集登載)	総務企画課	
	○ 岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 【議会】 (県例規集登載)	総務課	
	○ 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 【教育委員会】 (県例規集登載)	教育委員会	
	○ 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部改正 【警察本部】 (県例規集登載)	県民応接課	
岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (県例規集登載)		県民応接課	目次
		県民応接課	担当課(室)

◎岡山県規則第五十三号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条中「第十五条第二項（）」の下に「条例」を、「第二十四条第二項」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第一号に掲げる書類並びに委任状及び本人の印鑑登録証明書その他その資格を証明する書類として知事が認めるもの

様式第二号中

法定代理人が開示 請求する場合にお ける本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所 (郵便番号) (電話番号)	

を

本人の状況等 （代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ		
本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他	
本人の氏名		

に改め、同様式(注)2(2)中「場合(は)」を「場合」に改め、同様式(注)2に次のように加え

さい。

本人の住所

(郵便番号)

(電話番号)

2。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人資格確認欄

代理人資格確認欄

3

その他（

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（）」に添える。

様式第三号（注）2に添える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）様式第四号（注）2に添える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等

本人の状況

1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人

本人の氏名

本人の住所

(郵便番号) (電話番号)

本人の状況等

本人の状況

1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他

2(2)
 中「場合には」を「場合は」に改め、同様式2に次のように加え

代理人が請求する場合のみ記入してください。		本人の氏名	(郵便番号)
		本人の住所	(電話番号)

2.

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

2.

法定代理人資格確認欄	代理人資格確認欄
------------	----------

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（）」

法定代理人が利用停止等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)

2.

本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
代理人が請求		

する場合のみ 記入してください。 	本人の氏名	(郵便番号) (電話番号)
	本人の住所	

に改め、同様式^{(注)2}(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式^{(注)2}に次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

「

様式第二十一号中
 法定代理人資格確認欄

 又は

代理人資格確認欄

 」

及び「3 その他（ ）」を

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）」に改める。

第二条 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「被保険者証」の下に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」を加える。

様式第二号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を

「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

様式第三号^{(注)2}(1)及び様式第四号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改める。

様式第十二号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を

「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

様式第二十一号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を

「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第二条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県企業管理規程第十号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年十月二日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼 郎

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

第一条 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十四年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条中「第十五条第二項（）」の下に「条例」を、「第二十四条第二項」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第一号に掲げる書類並びに委任状及び本人の印鑑登録証明書その他その資格を証明する書類として管理者が認めるもの

様式第二号中

法定代理人が開示 請求する場合にお ける本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所 (郵便番号) (電話番号)	

を

本人の状況等 (代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ	
本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
本人の氏名	

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加え

さい。

本人の住所

(郵便番号)

(電話番号)

2。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

「

法定代理人資格確認欄

や

「

3

その他（

）

や

」

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）に定める。
 様式第三号（注）2の2のように入える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）
 様式第四号（注）2の2のように入える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

「

法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等

本人の状況

1 未成年者（年 月 日生）

2 成年被後見人

本人の氏名

本人の住所

(郵便番号)

(電話番号)

や

」

「

本人の状況等

本人の状況

1 未成年者（年 月 日生）

2 成年被後見人

3 その他

」

2(2)
 中「場合には」を「場合は」に改め、同様式2に次のように加え

代理人が請求する場合のみ記入してください。		本人の氏名	(郵便番号)
本人の住所		(電話番号)	

2.

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

2.

法定代理人資格確認欄	代理人資格確認欄
------------	----------

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（）」

法定代理人が利用停止等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)	

2.

本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
代理人が請求		

する場合のみ 記入してください。 	本人の氏名	(郵便番号) (電話番号)
本人の住所		

に改め、同様式^{(注)2}(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式^{(注)2}に次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第二十一号中
 「
 法定代理人資格確認欄
 」
 又は
 「
 代理人資格確認欄
 」
 及び
 「
 3
 その他（
 ）
 」を

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）」に改める。

第二条 岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「被保険者証」の下に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」を加える。

様式第二号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を
 「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。
 様式第三号^{(注)2}(1)及び様式第四号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改める。
 様式第十二号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を
 「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。
 様式第二十一号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を
 「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第二条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県議会告示第一号

岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二日

岡山県議会議長 小 野 泰 弘

第一条中「第四十八条」の下に「（これらの規定を条例第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条中「第十三条第二項（）」の下に「条例」を、「第二十二条第二項」の下に「（これらの規定を条例第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第一号に掲げる書類並びに委任状及び本人の印鑑登録証明書その他その資格を証明する書類として議長が認めるもの

法定代理人が開示 請求する場合にお ける本人の状況等			本人の状況		1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他	
本人の氏名			本人の住所		(郵便番号) (電話番号)	
本人の住所						

を

本人の状況等 代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ さい。			本人の状況		1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他	
本人の氏名			本人の住所		(郵便番号) (電話番号)	
本人の住所						

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合」に改め、同様式(注)2に次のように加え

を。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第三十号中

法定代理人資格確認欄

を

代理人資格確認欄

を

「3 その他（

）

」を

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）」に添える。
様式第三十号(注)2に次のとおりに加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）
様式第四号(注)2に次のとおりに加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第十一号中

法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)

を

本人の状況等 （代理人が請求する場合のみ）	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人	3 その他
	本人の氏名			

に改め、同様式(注)2中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加える。

記入してください。 さい。	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)
------------------	-------	---------	---------

3

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第十一号中

法定代理人資格確認欄

や

代理人資格確認欄

ひ

「3 その他（

）

を

「3 委任状及び印鑑登録証明書

4 その他（

）

」

法定代理人が利用 停止等の請求をする 場合における本人 の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)

様式第十九号中

を

本人の状況等 代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）
	本人の氏名	2 成年被後見人 3 その他

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加え

「さい。」	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)
-------	-------	--------	--------

る。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第十九号中

「

法定代理人資格確認欄

」

を

「

代理人資格確認欄

」

に

「3 その他（

）

」を

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。
（経過措置）

2 この告示による改正前の岡山県議会個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会規則第十二号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月二日

岡山県教育委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十四年岡山県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条中「第十五条第二項（）」の下に「条例」を、「第二十四条第二項」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第一号に掲げる書類並びに委任状及び本人の印鑑登録証明書その他その資格を証明する書類として教育委員会が認めるもの

様式第二号中

法定代理人が開示 請求する場合にお ける本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所 (郵便番号) (電話番号)	

を

本人の状況等 （代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ		
本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他	
本人の氏名		

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加え

「さい。	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)
------	-------	--------	--------

。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

「	法定代理人資格確認欄	「	代理人資格確認欄	「	3	その他（	）	「	3	委任状及び印鑑登録証明書
様式第三号		や		び				や		

4 その他（ ）に定める。
様式第三号（注）の次に加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）
様式第四号（注）の次に加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)

様式第三号

や

「	本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生）	2 成年被後見人	3 その他
「					

に改め、同様式^{(注)2}中「場合には」を「場合は」に改め、同様式^{(注)2}に次のように加え

代理人が請求する場合のみ記入してください。	
本人の氏名	
本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

2。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人資格確認欄

代理人資格確認欄

「3 その他（）」

「3 委任状及び印鑑登録証明書」

4 その他（）

法定代理人が利用停止等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

未成年者（年 月 日生）

を

本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
「代理人が請求」		

する場合のみ 記入してください。 	本人の氏名	(郵便番号) (電話番号)
本人の住所		

に改め、同様式^{(注)2}(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式^{(注)2}に次のように加え

る。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

「

法定代理人資格確認欄

 」

又は

 「

代理人資格確認欄

 」

及び「3
 その他（
 ）
 」
 又は「3
 委任状及び印鑑登録証明

書 4 その他（ ）に改める。

第二条 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「被保険者証」の下に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」を加える。

様式第二号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4
 その他（
 ）
 」を

「4
 個人番号カード
 5
 その他（
 ）
 」に改める。

様式第三号^{(注)2}(1)及び様式第四号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改める。

様式第十二号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4
 その他（
 ）
 」を

「4
 個人番号カード
 5
 その他（
 ）
 」に改める。

様式第二十一号^{(注)2}(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4
 その他（
 ）
 」を

「4
 個人番号カード
 5
 その他（
 ）
 」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第二条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県警察告示第五十六号

岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程（平成十八年岡山県警察告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二日

岡山県警察本部長 齊藤良雄

第一条中「第五十条」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条中「第十五条第二項（」の下に「条例」を、「第二十四条第二項」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、

同条に次の一号を加える。

三 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第一号に掲げる書類並びに委任状及び本人の印鑑登録証明書その他その資格を証明する書類として警察本部長が認めるもの

「

法定代理人が開示 請求する場合にお ける本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所	（郵便番号 ） （電話番号 ）

を

」

様式第二号中

「

本人の状況等 （代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ さい。）	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
	本人の氏名	
	本人の住所	（郵便番号 ） （電話番号 ）

」

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合」に改め、同様式(注)2に次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第三号中

法定代理人資格確認欄

や

代理人資格確認欄

じ 「3 その他（

）や

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）に定める。

様式第三号(注)2の次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）様式第四号(注)2に次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	（郵便番号 ） （電話番号 ）	

様式第三号中

を

本人の状況等	
代理人が請求する場合のみ記入してください	本人の状況
	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
本人の氏名	

じ改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加える。

さい。	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)
-----	-------	--------	--------

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人資格確認欄

代理人資格確認欄

「3 その他（）」

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（）」

法定代理人が利用 停止等の請求をする 場合における本人 の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

本人の状況等 代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ さい。	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
	本人の氏名	
	本人の住所	(郵便番号) (電話番号)

2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式2に次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第二十一号中

法定代理人資格確認欄

を

代理人資格確認欄

を

「3 その他（

）

」を

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年十月五日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の岡山県個人情報保護条例の施行に関する規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県公安委員会規則第八号

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十月二日

岡山県公安委員会

岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 岡山県個人情報保護条例施行規則（平成十八年岡山県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十条」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第四条中「第十五条第二項（）」の下に「条例」を、「第二十四条第二項」の下に「（これらの規定を条例第四十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 本人に代わって本人の委任による代理人が請求する場合 当該代理人に係る第一号に掲げる書類並びに委任状及び本人の印鑑登録証明書その他その資格を証明する書類として公安委員会が認めるもの

様式第二号中

法定代理人が開示 請求する場合にお ける本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（ 年 月 日生） 2 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所 (郵便番号) (電話番号)	

を

本人の状況等 （代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人 3 その他
	本人の氏名	

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加え

さい。

本人の住所

(郵便番号)

(電話番号)

2。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人資格確認欄

代理人資格確認欄

3
 委任状及び印鑑登録証明書

4
 その他

様式第三号（注）2の次に加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）様式第四号（注）2の次に加える。

(3) 本人の委任による代理人の場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

法定代理人が訂正等の請求をする場合における本人の状況等

本人の状況

1
 未成年者（年 月 日生）

2
 成年被後見人

本人の氏名

本人の住所

(郵便番号)

(電話番号)

本人の状況等

本人の状況

1
 未成年者（年 月 日生）

2
 成年被後見人

3
 その他

2(2)
 中「場合には」を「場合は」に改め、同様式2に次のように加え

代理人が請求 する場合のみ 記入してくだ さい。		本人の氏名	
本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)	

2。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

2

「

法定代理人資格確
認欄

2

「

代理人資格確認欄

2

「3

2

その他

2

」

2

「3 委任状及び印鑑登録証明書
 4 その他

法定代理人が利用 停止等の請求をす る場合における本 人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生）	2 成年被後見人
	本人の氏名		
	本人の住所	(郵便番号)	(電話番号)

2

2

本人の状況等	本人の状況	1 未成年者（年 月 日生） 2 成年被後見人	3 その他
--------	-------	----------------------------	-------

「代理人が請求

する場合のみ 記入してください。 	本人の氏名	(郵便番号) (電話番号)
	本人の住所	

に改め、同様式(注)2(2)中「場合には」を「場合は」に改め、同様式(注)2に次のように加える。

(3) 本人の委任による代理人が請求する場合は、代理人に係る(1)に掲げる書類のほか、代理人であることを証明する書類（委任状及び本人の印鑑登録証明書等）

様式第二十一号中

法定代理人資格確認欄

 又は

代理人資格確認欄

及び「3 その他（ ）」を

「3 委任状及び印鑑登録証明書 4 その他（ ）」に改める。

第二条 岡山県個人情報保護条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「被保険者証」の下に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード」を加える。

様式第二号(注)2(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を
 「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。
 様式第三号(注)2(1)及び様式第四号(注)2(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改める。
 様式第十二号(注)2(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を
 「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。
 様式第二十一号(注)2(1)中「被保険者証等」を「被保険者証、個人番号カード等」に改め、同様式中「4 その他（ ）」を
 「4 個人番号カード 5 その他（ ）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年十月五日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第一条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第二条の規定による改正前の岡山県個人情報保護条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。